

「知財活用への道」

参考文献:「平成24年度知的財産権制度入門」(特許庁)
監修:岩手県知財総合支援窓口 アドバイザー中嶋孝弘

知的財産権制度の基礎的知識について説明してきた「知財活用への道」最終回は紙幅を拡大してお届けします

Q8 出願はどうやって行うの?

A 決められた書式に基づいて書類を作成し、原則として、東京にある特許庁に持参、もしくは郵送、という形になりますが、現在ではインターネット経由で自宅にいながら申請することもできるようになりました。ただし電子手続きを行うには、インターネット接続パソコン、電子証明書等を準備する必要があります。また前回紹介したように、出願には一定の料金も必要です。

出願にあたっては、「弁理士」が事前調査から出願手続きまでのサポートを行っています。弁理士は、出願手続きを代行することを国によって認められた「専門家」「エキスパート」です。もちろん、弁理士が行う手続きには料金が発生します。弁理士によらず、自力で出願することもできますが、はじめての方には難しいものです。なお、出願手続きの指導については、岩手県知財総合支援窓口のアドバイザーが指導しますので、ご相談下さい。

Q9 特許権はいつまでも維持できるの?

A 医薬品など例外をのぞき、特許権は最長で出願から20年間維持できます。ただし先月号のQ5で紹介した維持年金を支払わなかった場合、権利は消滅します。

「特許第○○号」「PAT.○○○」などと商品や看板、カタログなどに書かれていることがありますが、出願から20年間経過、もしくは途中で年金を支払わなかった場合、その特許権はすでに無効です。

20年を超えて特許権を維持することはできません。技術は常に進歩すべきものであり、特定の技術を永久に保護し、独占させることは技術の進歩を否定することになる、という考え方に基づくものです。

なお、権利消滅後に、復活させようとして同じ内容の特許を出願したとしても、「新規性」が喪失しているため、権利化はされません。

Q10 「特許」と「実用新案」の違いは?

A 両者はよく混同され、内容もよく似ていますが、本来は異なる権利です。

	特 許	実用新案
維持できる期間(出願日から)	20年間	10年間
保 護 対 象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の形状、構造に係る考案
実体審査(新規性、進歩性等)	審査官が審査し、パスすると登録される	審査はない。方式的・基礎的要件のみパスすれば登録される
権 利 行 使	排他的権利	別に「技術評価書」を取り、この評価書を提示した後でなければできない

※現在の実用新案は、「出願すれば、必要最低限の条件さえ満たせば、原則としてすべて登録」されます。中身を審査されないため、「登録されたと言う事実は残りますが、出願し登録されただけでは、他者に権利を侵害されたとしても、必ずしも権利行使できるかは微妙です。

もし、実用新案出願した考案を、「権利」としてきちんと保護してもらいたいのであれば、特許出願における審査に相当する「実用新案技術評価書」というものを取り、一定の評価を得なければ、権利を行使することはできません。

実用新案出願は、特許に比べ料金が安いので、「特許を取るだけのコスト・時間・手間をかけたくない場合」に用いられることが多いようですが、権利を行使したい場合においては、手間は特許とさほど変わりません。

Q11 「商標権」とは?

A 特許権や実用新案権が「技術」に対する権利であるのに対し、商標権は「自分の商品やサービスを他者の物と識別するために使用する標識・マーク」に対し与えられるものです。商標のタイプは、文字、図形、記号、立体的形状、これらの結合、これらと色彩との結合です。

商標の場合も、出願後審査を受けることになります。審査の結果、「識別力がない(商品の普通名称等)」「先願の登録と類似している」などの判断をされた場合、登録されないことになります。

審査の結果、登録されれば、商標権が発生し、以後10年間、登録を維持できます。なお、特許権と違い更新登録手続きを行うことで、延長ができます。100年以上維持されている商標もあります。

もちろん、単に「味噌」「板金」などの「商品の普通名称」だけでは登録は認められません。「○○味噌」「△△板金」など、他と識別できる状態で、はじめて登録が認められます。

料金は、**出願時に3,400円+(区分数×8,600円)、登録時に区分数×37,600円(分割可)、更新登録時に区分数×48,500円(分割可)**となっています。



Q12 「意匠権」とは?

A 「意匠」は「デザイン」という意味です。特許権は技術、商標権は名前やロゴマークを登録するものですが、意匠権は「物品のデザイン(工業デザイン)」を登録し保護する制度です。形を保護したい、というときに「機能的側面」を重視するのであれば、特許権や実用新案権でも保護できますが、意匠権は「美的感覚」に基づき、物品のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を保護するものです。物品の形状のみではなく、模様、色彩、これらの結合も登録できます。

また、物品の部分に係る意匠を保護する「部分意匠制度」、類似する複数のバリエーションの意匠を保護する「関連意匠制度」等、特徴的な制度があります。これらの制度を利用することで、特許や実用新案では保護できないところまで、権利をカバーできる場合があります。料金は、**出願料が16,000円、登録料が1~3年目が毎年8,500円、4~20年目が毎年16,900円**となっています。

Q13 すでに出願されている特許や商標などを調べられる?

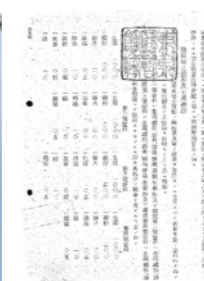
A 産業財産権については、これまで出願・登録された内容が検索・閲覧できる「特許電子図書館(IPDL)」というサービスを、特許庁がインターネット上に公開しており、誰でも無料で調べることができます。

キーワード、出願人・発明者名、番号、日付、各種分類等で検索可能です。

特許については、明治18年の登録第1号(防錆塗料)から閲覧できます。商標についても、明治17年の第1号出願(膏葉のラベル)から見ることができます。操作方法についてはやや難しいところもあるので、知財総合支援窓口にご相談ください。アドバイスいたします。



特許電子図書館
http://www.ipdl.inpit.go.jp



明治18年に特許登録された第1号(防錆塗料製法)



明治17年に出願された商標第1号~第4号

Q14 「国際特許」って何?

A 最近よく聞く言葉ですが、「一度の手続きで全世界で通用する特許」は、現時点では存在しません。特許権や商標権などの産業財産権の効力は「取得した国の領域を超えて他国までは及ばない」とこととされていますので(「属地主義」といいます)、日本など、単一国に出願しただけでは、世界的に保護されません。



各国で知財保護を行いたい場合は、それぞれの国ごとに登録するのが原則



- メリット**
- ひとつの国際出願で、複数外国に出願した効果を得られる
 - 手続きが簡素化され、料金も安くなる場合がある
 - (PCTの場合)優先日から30ヶ月以内に各国に対する国内移行手続きをすればよいので、その国での発明の価値をじっくり評価できる

日本以外の国で権利を保護したい場合は、原則としてそれぞれの国に出願し登録することが必要です(しかも日本での出願後、一定期間内に出願する必要があります)。ただし、国ごとに申請する行為は、翻訳などの手間がかかります。たとえばアメリカ、中国、韓国の3カ国に出願するのであれば、英語、中国語、韓国語に全部、正確に翻訳しなければいけません。しかしこれはお金や時間の面で現実的ではないので、特許権では「PCT(特許協力条約)」、商標権では「マドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)」といった、複数国へ出願しやすくするための条約が、多くの国同士で結ばれています。

なおいわて産業振興センターでは、外国出願を行う企業に対し、外国特許庁や代理人に支払う料金の半額以内で補助を行う「外国出願支援事業」を実施しています。25年度事業については、詳細が決まりましたら本誌がホームページでご案内する予定です。

★知的財産権に関するご相談は、「岩手県知財総合支援窓口」へどうぞ

所在地 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田3地割35-2 (地独)岩手県工業技術センター内
電話 019-656-4114/FAX 019-636-0256/全国共通ナビダイヤル 0570-082100
ご利用時間 8:30 ~ 17:15(休館日/土曜・日曜・祝祭日、年末・年始)

ホームページは [岩手県知財](#)